

なごや 市民活動通信



2018
3月号
No.63
無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

特集 NPO法人の組織運営の手引 総会手続編

センターニュース



「協働の場づくり研修」全日程終了しました！

1月28日に、緑生涯学習センターにおいて、地域コミュニティ活性化のための「協働の場づくり研修」3日目を開催しました。当日は42名もの方にご参加いただき、1日目の「協働のまちづくりのコツ」と2日目の「ファシリテーションのスキル」の学びを生かし、理想的な「対話の場」を体験しました。

全員が発言する合意形成型会議の進行のコツや時間管理の方法、より発展的な意見の出し方などについて、楽しく学んでいただけたようです。全日程を通じて、さまざまな立場のさまざまな年代の方にご参加をいただき、共に学びあうことで、垣根を超えた新たな出会いや可能性が生まれたことも、協働のまちづくりを進めていくための大きな成果となったと思います。



受講生の方は、地域でこんな活躍をしています！

緑区の片平・浦里両学区が主催したイベント「朝市で語ろう」は、高齢者の買い物支援や孤立防止などを目的に、地域の様々な主体が協働して開催されたものです。

学区内にある平安会館浦里斎場の協力を得て、駐車場に朝市を設置、地元農家や福祉施設、NPOなどが出店し、新鮮な野菜などたくさんの商品が並びました。また斎場内の一室では、モーニング（コーヒーとパン）が提供され、当日は150の方が買い物と語らいを楽しみました。

企画メンバーの中心は、28年度の受講生で、片平学区連絡協議会会長の杉野友昭さん。また受講生の有志グループ「なごやファシリテーターズ」が運営に協力。まさに研修での学びの実践の場と言えるイベントでした。



特集

NPO法人の組織運営の手引 総会手続編

事業年度が3月31日までのNPO法人は、間もなく決算ですね!そこで今回の特集では、下記のモデルケースの場合について、総会運営の手順を時系列でまとめました。下記に示されている書式【1】～【5】は、以下よりダウンロードできます。
<http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/shisetsu/kankobutsu.html>

総会の運営にあたり、まずは自分の団体の定款を確認してね。確認のポイントは以下の3つだよ。

- ①役員(理事・監事)、代表権のある理事を選ぶ機関
 - ②役員任期と改選時期、任期の伸長規定の有無
 - ③理事会と総会で議決すべき事項の違い
- ①～③の違いによって、総会運営の手順は異なるよ!



以下の要件を満たす法人の総会運営手順 (※法人によって異なりますのでご注意ください)

- 事業年度が4月1日から3月31日まで
- 役員を選任するのは総会
- 役員任期について、伸長規定がある
- 事業報告や決算などについては総会で議決する

4月 下旬 ↑ ↓ 5月 下旬	3月	理事会	役員の就任・退任に関することや、事業のふりかえり、新年度の方針や事業計画について話し合います。定款変更の必要性を判断します。開催後は議事録を作成します。
	4月 下旬	決算・監査	総会にはかる資料(前年度の事業報告書及び計算書類(財務諸表)、新年度の事業計画書及び予算など)を作成し、監事の監査を受けます。 【様式1】監査報告書
		理事会	総会にはかる資料について議決します。そのほか、総会当日の運営に必要な事項について確認をします。開催後は議事録を作成します。 【様式2】理事会次第
	5月 下旬	総会資料発送	正会員に資料を発送するとともに、出欠の確認をとりまします。欠席の場合は委任状または書面表決票の提出を求めます。往復はがきなどを用いてやりとりをします。 【様式3】総会開催案内 【様式4】総会出欠確認票(書面表決なし) 【様式5】総会出欠確認票(書面表決あり)
		委任状回収	必要な正会員の人数を確保するため、欠席の場合は委任状または書面表決票の提出を促します。
社員総会		事業報告や役員変更などの議決事項について議決をします。定款変更は必ず総会で議決すべき事項となっています。総会終了後は、速やかに議事録を作成し、議事録署名人に署名を依頼します。役員変更があり、代表権のある理事を互選する必要がある場合は、別途、新任理事による理事会を開催します。	
6月	所轄庁/法務局への各種届出	事業年度終了から3ヶ月以内に、所轄庁へ事業報告書等を提出します。ほかに、総会において変更のあった事項について、必要に応じて所轄庁へ届出あるいは申請すると共に、変更のあった登記事項については、定められた期限内に法務局へ登記します。	
	貸借対照表の公告	定款で定めた方法に基づき、貸借対照表を公告します。 ※平成28年6月、特定非営利活動促進法が改正され、貸借対照表の公告が必要になります(施行日は平成30年10月1日です)。また、平成30年10月1日以降、「資産の総額」の登記が不要となります。詳しくは当通信の3ページをご覧ください。	
	事業報告書の備え付け	主たる事務所および従たる事務所に事業報告書を備え付けます。事業報告書等は5年間備え置きます。	
7月	年次報告書郵送	すべての会員へ年次報告書等を郵送します。	

総会の前後はやることがいっぱい! 団体の中で役割分担をして、協力しながら進めてね。分からないことがあれば、名古屋市市民活動推進センターまで問い合わせてね。次号では、総会の定足数に関する会員管理と会費の徴収について特集するよ!



11月の設立認証NPO法人

名称(五十音順)	目的
ソーシャルサポート [中区]	一般市民、中でも高齢者・障がい者を含む生活弱者に対して、安心・安全・生きがい・自立をコンセプトに、生活のサポートから没後のアフターケアまで様々なニーズに応える事業を行い、生活弱者と地域社会との繋がりを深め、より良い地域づくりに寄与する
花文化を無形文化遺産 に推める会 [千種区]	花文化を国内外を問わず、世の中への普及、啓発のため一般市民に対して鑑賞会、研修・研究会、普及啓発、次世代伝承育成、交流に関する事業を行い、花文化の向上に寄与する
名古屋 イスラミック・センター [昭和区]	主に愛知県及びその周辺地域の住民に対して、日本とイスラム諸国との文化交流と友好を推進する事業を行い、もって国際的な平和と安全の実現に寄与する
発達サポート NAGOYA [名東区]	保育・教育の現場において、特別なニーズを必要とする子どもたちへの個別の対応と支援がより一層求められるようになってきた現代社会において、とりわけ発達障がいを抱える子どもとその保護者への支援がより一層充実することを目指し、カウンセリング事業、相談支援に関する事業及び直接的な療育の場を支援する事業を心理的支援・社会的支援として行う。そして特別なニーズを必要とする子どもたちや発達障がいを抱える子どもの未来が、自分の特性を活かして社会で伸び伸びと笑顔で暮らせるための療育支援を推進する。今後、すべての人が、インクルージョンの視点を持ち、障がいの有無に関わらず互いの個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが社会全体の公の利益に繋がると考え、広く公益に寄与する

12月の設立認証NPO法人

名称	目的
桶狭間まちづくりと 桶狭間古戦場を保存する会 [緑区]	桶狭間の戦いに関する史跡、伝承の保存、整備、啓発を促進し、まちづくりの推進と観光の振興を図る
成年後見もやい [熱田区]	障害者・高齢者に対して、法人後見に関する事業を行い、地域で生活する障害者や高齢者の権利を守り、その生活の向上と福祉の増進に寄与する
ガーディアン・サポート [中村区]	独身男女に対して、婚活支援に関する事業を行い、社会教育の推進を図る活動及び男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を通して少子化対策、生産人口の減少対策、高齢化社会に係る問題の解決を図り、社会福祉の向上及び安定した地域社会の増進に寄与する
なごや歴史 まちづくりの会 [東区]	歴史的建造物の保存活用と歴史まちづくりに関する調査・研究、補修・改修、管理・運営などに関する事業を行い、歴史的建造物の減少や歴史的景観の破壊などに係る問題の改善や解決を図り、歴史的建造物の保存活用の推進と地域の歴史的資源を活かした歴史まちづくりに寄与する

12月末現在の所管法人数

★ 認証法人数：855法人 認定法人数：21法人 特例認定法人数：2法人



NPO法人向け 伝言板

◆ 貸借対照表の公告 ◆



平成28年6月、特定非営利活動促進法が改正され、貸借対照表の公告が必要になります。
(施行日は平成30年10月1日です)

Q どのような改正ですか？

毎年度、貸借対照表を作成後遅滞なく公告する方式となり、平成30年10月1日以降、「資産の総額」の登記が不要となります。

Q 3月末決算法人ですが、いつの時点の貸借対照表から公告が必要となりますか？

平成30年10月1日以降に作成する貸借対照表が対象になりますので、3月末決算法人の場合は、平成30年度分からとなります。

ただし、平成30年10月1日にNPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されることに伴い、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの(3月末決算法人の場合は、平成29年度分)についても、「特定貸借対照表」として、定款に定められた方法により、公告する必要があります。

Q 定款変更は必要ですか。

貸借対照法の公告方法を現行の方法から変更したい場合は、平成30年10月1日までの「特定貸借対照表」の公告までに、総会で定款変更について議決して下さい。定款変更した場合は、所轄庁への届出が必要です。詳しくは内閣府NPOホームページ<https://www.npo-homepage.go.jp/>をご覧ください。

名古屋市民活動推進センター 主催講座・イベントのご案内



■ NPOアドバイザーによるNPOのための専門講座のご案内 [参加費:1,000円、要予約]

内容	日程	担当アドバイザー
NPO法人・事業年度終了後のタスクと段取り	3/ 2 [金] 10:00~11:00	中尾 さゆり(税理士)
NPO法人の理事・監事の役割	3/23 [金] 10:00~11:00	黒田 朱里(公認会計士)

■ NPOアドバイザーによる個別相談のご案内 [参加費:無料、要電話予約]

内容	日程	担当アドバイザー
会計・税務	3/ 2 [金] 11:30, 14:00, 15:30, 17:00より各1時間	中尾 さゆり(税理士)
設立・運営	3/ 6 [火] 10:00, 11:30, 14:00, 15:30より各1時間	水野 真由美(NPO法人ボラみより情報局アドバイザー)
会計・税務	3/15 [木] 10:00, 11:30, 14:00, 15:30より各1時間	鳥居 翼(税理士)
会計	3/23 [金] 11:30, 14:00, 15:30, 17:00より各1時間	黒田 朱里(公認会計士)

講座受講のお申込みは、電話・FAX・メールにて受け付けます。メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・所属団体・参加動機をご記入ください。名古屋市内で活動しているまたは活動する意志のある個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」をご覧ください。

【問合せ・申込先】
名古屋市民活動推進センター
TEL: 052-228-8039 FAX: 052-228-8073
E-mail: npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
URL: <http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>

スタッフの つぶやき

スタッフ: 福島

4月に嘱託員として入社してから1年間、当通信の編集を担当しました。担当になったおかげで、さまざまな出会いや学びをいただき、記事にまとめることができました。今後も読む人のお役に立てるような記事を目指して発行を続けていきたいと思っています。

